

名古屋市国民保護計画素案構成(案)

第1章 総 則

第1節 計画の目的

武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃が国民生活や国民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的とする。

第2節 用語の定義

第3節 計画の性格等

市の責務や、市国民保護計画に定める事項、計画内容の見直し等の手続について定める。

【市の責務】 国民保護計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施

【見直し手続】 定期的な見直し、国民保護協議会への諮問(法定事項を除く。)

第4節 国民保護措置に関し特に配慮する事項(法定事項整理)

基本的人権の尊重、国民の協力の原則、国民の権利利益の救済、高齢者・障害者等への配慮、国際人道法の実施、措置の実施にあたっての安全の確保などの事項について記載する。

第5節 各機関の実施責任等(県国民保護計画準拠)

県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の業務の大綱について記載する。

第6節 市の地理的、社会的特徴(地域防災計画準拠)

市の地勢、気候、人口分布、市域内の道路、鉄道及び港湾、自衛隊施設、石油コンビナート等特別防災区域など、市の地理的、社会的特徴について記載する。

第7節 市国民保護計画が対象とする事態(県国民保護計画準拠)

武力攻撃事態の4類型(着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃)ごとに、攻撃の特徴などを記載する。

第8節 NBC攻撃の場合の対応(基本指針準拠)

核兵器等、生物兵器、化学兵器の特徴と対策を記載する。

第9節 緊急対処事態への対処(法定事項整理)

緊急対処事態への国民保護措置の準用について記載する。

【準用しない措置】

「備え」「内閣総理大臣の総合調整」「赤十字標章等及び特殊標章等」「国民生活の安定」

第2章 備 え

第1節 組織・体制の整備(地域防災計画準拠)

各所属における平素の業務、職員の配備基準、動員及び参集等について定める。

【配備基準】 準備体制(情報担当職員配置)、警戒体制(措置の部分実施)、実施体制(職員全員体制)の3段階

第2節 関係機関との連絡体制の整備

県、県警察、他の市町村(他の政令指定都市)、消防団、指定公共機関等との連携及びボランティア団体等に対する支援について定める。

【関係機関との連携】

関係機関の担当部署等の把握及び平素から情報の共有

【ボランティア団体等に対する支援】

ボランティア団体に対する活動支援、ボランティア団体、自主防災組織及び公私の団体に対する情報の提供

第3節 通信の確保(地域防災計画準拠)

国民保護措置に使用する情報・通信機器の整備及び運用について、有線、無線、その他の通信機器の別に定める。

第4節 警報等の伝達及び通知に必要な準備

警報や避難の指示等について、市民及び市の他の執行機関及び関係機関への伝達方法を定める。

【警報等の伝達先】

サイレン等を使用した住民への伝達、公私の団体及び市が管理する施設等を経由した住民への伝達

【警報等の伝達のための準備】

学校、駅等の大規模集客施設等、高齢者、障害者、外国人等への警報等の伝達

第5節 情報の収集及び提供のために必要な準備

安否情報及び被災情報の収集等に当たっての職員の配置や、平素からの訓練の実施などについて定める。

第6節 研修及び訓練(地域防災計画準拠)

国民保護措置の実施に必要な知識習得等のため、職員等の研修及び訓練について定める。

第7節 避難に関する措置に必要な準備

避難実施要領の作成に必要な事項の整理、避難住民の誘導に必要な職員体制の整備、避難住民の誘導のために必要な準備、指定する避難施設の種類について定める。

【避難住民の誘導に必要な職員体制】

全市域が要避難地域である場合、市が避難先地域である場合、市域内に要避難地域と避難先地域が混在する場合ごとの職員等の配置

【避難施設の指定】(大都市特例、地域防災計画準拠)

避難住民の収容施設としての「避難施設」、介護が必要な避難住民を収容する「福祉避難施設」、避難住民を鉄道駅等まで運送する場合の中継場所となる「避難中継場所」、爆風等から直接的な被害を軽減するための「一時避難施設」等

第8節 救援に関する措置に必要な準備(大都市特例、地域防災計画準拠)

救援の実施に必要な職員体制の整備、物資及び資材の備蓄、物資の供給体制の整備について定める。

【物資及び資材の備蓄】 防災用備蓄物資の使用

【物資の供給体制】 物資集配拠点(物資一般)や供給センター(医薬品)の設置

第9節 武力攻撃災害への対処等に関する措置

武力攻撃災害への対処等に必要な体制の整備について定める。

第10節 生活関連等施設の把握等

市が管理する生活関連等施設を把握するとともに、生活関連等施設の安全確保措置に必要な準備等について定める。

【市が管理する生活関連等施設】

浄水施設、鉄道施設、危険物取扱施設、毒劇物取扱施設、高圧ガス取扱施設、放射性同位元素取扱施設

【市が管理する公共施設等】(地域防災計画準拠)

道路、橋梁、公園・緑地、河川、港湾、消防水利等

第11節 赤十字標章等の交付

市が実施する救援に携わる医療関係者への赤十字標章等の交付、市が実施する国民保護措置に携わる者への特殊標章等の交付等について定める。

(第2章 備 え)

第12節 重要データの管理(地域防災計画準拠)

安否情報の収集等のための災害対策住民リストの活用、災害対策用地等に関する情報の把握等について定める。

第13節 国民保護に関する啓発

国民保護措置についての住民への啓発について定める。

第3章 国民保護措置の実施

第1節 国民保護対策本部設置までの体制

武力攻撃災害の兆候の通報等があった場合など、武力攻撃事態等が疑われる場合で、国民保護対策本部が設置できない場合において、武力攻撃事態等対策本部の設置状況、災害の発生状況、発生した災害等に対する国の事態認定の有無などを基準として、市として行わなくてはならない措置の実施体制を定める。

【必要な措置の実施体制】

危機管理対策本部及び災害対策本部と国民保護準備・警戒・実施の各体制との連動、及び状況別に設置する対策本部の整理

第2節 国民保護対策本部の設置等

国民保護対策本部の設置手順を定める。

【部及び区対策部の設置】(地域防災計画準拠)

市国民保護対策本部長が必要と認める部及び区対策部の設置

【現地対策本部等の設置】

被災現地における国民保護措置の実施のための現地対策本部の設置、被災現場における関係機関との調整を図るための現地調整所の設置

【通信の確保】(地域防災計画準拠)

全市域が要避難地域である場合、市が避難先地域である場合、市域内に要避難地域と避難先地域が混在する場合ごとの、確保すべき通信手段の整理

【広報・広聴体制の整備】(地域防災計画準拠)

市民への情報提供のための広報窓口の設置、住民から情報を収集するための広聴窓口の設置

第3節 関係機関相互の連携

市国民保護対策本部と、武力攻撃事態等対策本部及び県国民保護対策本部との連携、自衛隊の部隊等の派遣、指定行政機関等の職員の派遣要請などについて定める。

(第3章 国民保護措置の実施)

第4節 警報及び避難の指示の伝達等

警報及び避難の指示の伝達等について、その手順を定める。

第5節 避難住民の誘導等

避難実施要領の作成及び避難住民の具体的な誘導方法を定める。

第6節 救援(大都市特例)

救援の開始、物資の収用等の手続、実施する救援措置等について定める。

【物資の収用等】

- 救援の実施に必要な物資の売渡しの要請に、正当な理由なく応じない場合における物資の収用
- 収容施設の供与及び臨時の医療施設の開設に必要な土地等の使用の要請に、正当な理由なく応じない場合における、所有者等の同意に基づかない土地等の使用

【救援の種類】(地域防災計画準拠)

収容施設の供与、食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与又は貸与、医療の提供及び助産、被災者の搜索及び救出、死体の搜索及び処理、埋葬及び火葬、通信設備等の提供、住宅の応急修理、学用品の給与、障害物の除去

第7節 安否情報の収集等

安否情報の種類、収集場所・方法、照会への回答、外国人の安否情報についての日本赤十字社への協力等について定める。

【収集する情報】

氏名、男女の別、住所、国籍、居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等

【収集場所】

避難施設、市が管理する施設、被災現場、死体安置所、関係機関(運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等)

【収集方法】

現地対策本部(被災現場)、区対策部(避難施設、市が管理する施設等、死体安置所)、各部(関係機関)における安否情報の収集、国民保護対策本部でのそれらの安否情報の集約

【安否情報の回答方法】

照会者の本人確認、照会された者の同意に基づく必要な事項の回答

【外国人の安否情報】

日本赤十字社の要請に基づく、市が把握している外国人の安否情報の提供

第8節 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処に必要な事項について、具体的な措置を定める。

【兆候の通報等の取扱い】

武力攻撃災害の兆候を発見した場所や発見者の氏名等の確認、県知事への通知

【緊急通報への対応】

県知事により出された緊急通報の、警報等の伝達に準じた市民への伝達

【退避の指示】

武力攻撃災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するための、必要な地域の住民に対する避難施設への避難、屋内退避などの指示

【警戒区域の設定】

武力攻撃災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するための、警戒区域の設定及びその区域内への立入りの制限・禁止

【事前措置】

武力攻撃災害を拡大させる恐れのある物件の除去等

【応急公用負担】

武力攻撃災害発生時における、避難先の確保や収容施設の供与等のための他人の土地、建物その他の工作物の一時使用等

【NBC攻撃による災害への対処】

核攻撃、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃ごとの、被災者の救助・救急、汚染拡大防止などの措置

第9節 被災情報の収集及び報告(地域防災計画準拠)

現地対策本部、区対策部、各部における被災情報の収集及び国民保護対策本部におけるそれらの情報の集約について定める。

第10節 保健衛生の確保その他の措置(地域防災計画準拠)

武力攻撃災害の発生時における、避難住民の健康障害の予防などを目的とした、保健衛生対策、防疫対策、食品安全確保対策、栄養相談指導の実施などについて定める。

(第3章 国民保護措置の実施)

第11節 国民生活の安定(地域防災計画準拠)

武力攻撃事態等において国民生活の安定を図るため、生活関連物資等の価格の安定や、その買占め及び売惜しみに対する必要な措置について定める。

また、避難住民等の生活の安定を図るため、避難施設での教育の確保、被災児童・生徒の就学援助等について定める。

その他、ライフライン施設の機能確保、水の安定的な供給、医療の確保などの生活基盤を確保について定める。

第12節 交通規制

武力攻撃事態等において交通を確保するため、道路の通行支障箇所の発見、消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保のための消防吏員による交通規制、障害物の除去などの措置について定める。

第4章 復 旧 等

第1節 応急の復旧(地域防災計画準拠)

武力攻撃災害からの応急の復旧として、水道及び下水道施設、交通施設、市立病院等における医療の確保、輸送路の優先的な確保、市が管理する施設等の緊急点検等などについて定める。

第2節 武力攻撃災害の復旧(地域防災計画準拠)

武力攻撃災害からの本格的な復旧は、国が示す方針に従い実施することなどを記載する。

第3節 費用の支弁等

国民保護措置の実施に要した費用について、市が支弁する費用及び国への負担金の請求について定めるとともに、国民保護措置の実施に伴う損失補償、実費弁償、損害補償に必要な手続を定める。